○○会　会則（例）

　（名称）

**第１条**　この自主防災組織の名称は、○○会と称し、事務所を会長宅に置く。

　（目的）

**第２条**　○○会は、地震その他の災害時において、○○学校に避難所を設営し、

地域住民が相互に協力し、避難所運営を行い、被害の軽減を図ることを

目的とする。

　（事業）

**第３条**　○○会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　 (1)　防災に関する地域住民の啓発活動に関すること。

　 (2)　防災訓練に関すること。

　 (3)　災害時における情報収集・伝達、初期消火、救護・救出、避難誘導、応急手当に関すること。

　 (4)　前各号に掲げるもののほか、地域の防災力の向上に関すること。

　（組織）

**第４条**　○○会は、□□町全域（及び△△町の一部地区内）の団体及び個人の自主参加による会員をもって組織される。

　（役員）

**第５条**　○○会は、次の役員を置く。

　 (1)　会長　１　名

　 (2)　副会長　若干名

　 (3)　事務局　若干名

　 (4)　会計　若干名

　 (5)　監事　若干名

　 (6)　執行役員　数　名

　2　学校避難所に対応した班を編成し、それぞれを担う班編成を行い、班長を

設定する。

　（役員の任務）

**第６条**会長は○○会を代表し、会務を総理する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する副会長がその職務を代理する。

　3　事務局は第３条の事業の円滑な遂行のための事務を行う。

　4　会計は○○会の会計事務を行う。

　5　監事は事業と会計を監査する。

　6　執行役員は学校避難所に対応した班に所属し、班員と共に学校避難所の開設・運営を行う。

　（役員の任期）

**第７条**　役員は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任務は、その前任者の残任期間とする。

　2　役員は定期総会において選任する。

　3　役員の任期は、原則として４月１日より次年の３月３１日までとする。

　（会議）

**第８条**○○会の会議は、①定期総会、②臨時総会、③役員会、④定例会とする。

　2　定期総会は、年１回開催する。

　3　臨時総会は、会長又は役員が必要と認めたとき召集する。

　4　役員会は、会長が必要と認めたとき召集する。

　5　定例会は、事業計画に基づき開催する。

　6　会長は会議の長となり、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

　（会計）

**第９条**　○○会の運営に関する費用は、賛助金、寄付金及び補助金をもって充てる。

　2　会計年度は、原則として４月１日より次年の３月３１日までとする。

　3　賛助金については、個人会員及び団体会員の事情を鑑み、特に金額を設定せず各々の提示額を年間賛助金とする。

　（学校避難所の運営）

**第１０条**　学校避難所の運営に関する事項は別に定めるものとする。

　（雑側）

**第１１条**　この会則に定めない事項で、○○会の運営に必要な事項は、会長が役員会にはかり別に定めることができる。

付則　この会則は、令和○年（西暦年）○月○日から実施する。

○○会　役員名簿（例）

会　長　　○○　○○

副会長　　□□　□□

副会長　　□□　□□

会　計　　△△　△△

会　計　　△△　△△

監　事　　●●　●●

監　事　　■■　■■

事務局　　▲▲　▲▲

事務局　　▲▲　▲▲